

第三回（平成二十六年八月七日）

「自民党草案の反立憲主義的性格について

—中国憲法との比較の視点から—

鈴木賢

なぜ憲法改正なのか？

司会 お待たせいたしました。これより公開講座「なぜ憲法改正なのか？」の第三回を開講します。本日のテーマは「自民党草案の反立憲主義的性格について—中国憲法との比較の視点から—」

となります。講師であります鈴木賢先生は北海道大学法学部助手を経て、平成十年に教授に就任され、本学北京オフィス所長などを経て、現在に至っております。なお、平成二十四年からは本学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター長にも就任されております。研究テーマといましては、現代中国法（とくに台湾法、法理論の変動、憲法、民事法、東アジアにおける法曹の比較等）が挙げられ、主な著作には『現代中国法入門』、『中国にとって法とは何か』等がございます。それでは鈴木先生、よろしく願います。

鈴木 皆さん、こんばんは。この講座も今日で三回目になります。ちょっと雨が降って涼しくなりましたが、足元の悪いところお越しくございましてありがとうございます。

今日は自民党の憲法草案を主に取り上げて、それがどういう性格を持つ草案なのかを考えたいと思います。というのは、自民党は政権党でありまして、国会において圧倒的多数の議席を持っています。憲法改正の有力な推進者でもあります。将来、改正が行われるということになるならば、おそらく自民党草案がたき台となって——それがそのまま改正草案として国民投票に移されるとは限られませんけれども——今後の憲法改正の行方を占う有力な判断材料ということになります。

ですから、我々有権者としては、自民党＝政権党がどういう憲法をつくらうとしているのか、つくりたがっているのかということを知っておく必要があると思います。そしてその草案にはどういふ性格があるのか、どういふ性質のものなのか、あるいはもつと言えば、「日本をどこへ導こうとしているのか」を読み解いておく必要があるだろうと思います。その上で「自民党草案の方向を支持する」というのも一つの選択ですし、あるいは「自民党草案はよくない」と考えるのも一つの選択だろうと思います。いずれにしろ、政権党がどういふ憲法にしたいと思っているのかを知ることが、憲法問題について有権者が態度を決める際、最低の前提だろうと思います。その意味で今日は自民党草案を取り上げて、自民党はどういう改正をしたがっているのかということを考えてみたいと思います。

自民党改正草案とは

自民党、自由民主党という政党は、よくいわれることですが、結党以来、自主憲法を制定することを党是としてきました。これは自民党自身も言っています。自民党のホームページには今でもそのように書かれていますし、この自民党草案を公表した際にも、「自民党は自主憲法を制定するということを党是としている」と宣言しています。これまでの自民党は憲法改正を具

体的に進めるということがあまりありませんでしたが、ここに来て、結党以来の宿願、念願を果たそうという動きに出ているということになります。これは議席的にも憲法改正の発議に必要な三分の二に届かなくなるところにまで来ている、つまり現実性を帯びてきたということがあろうかと思えます。

自民党が、なぜ憲法を変えたいかという点、当初は「憲法の具体的な条項がよくないから」、「悪いから」、「変えるべきところがあるから」、「だから変える」というよりは、この現行憲法の誕生した背景といえますか、その「歴史的な経緯に問題があるからだ」という論理を立てていたわけです。現行憲法は、「GHQ 〓 占領軍が日本に押し付けた憲法である」、いわゆる「押し付け憲法論」というのがそれです。

つまり現行憲法は「日本人が自分で制定したものではない」と。従って、「もし内容がよいとしても、その手続きには問題がある」と。この論理に賛成する人は結構います。護憲派の中にもひよつとしたらいるかもしれませんが。つまり内容が同じであっても、憲法誕生のプロセスに問題があると考える立場です。日本国民の意見が反映できないような状況下で、「アメリカを中心とした占領軍が日本を占領していた。その最中に占領軍が起草して日本に押し付けた、日本人が自主的につくったものではない」。そういう論理であります。

これは一つの根拠としてはあり得るものだろうと思います。本講座の初回で佐々木雅寿先生が紹介されましたが、その後、日本人に「この憲法を変える必要があるか」ということが問われたときに、「変えなくてよろしい」という判断をしているという理解もあります。この点についてはいろいろな議論があります。ただ、現行憲法が占領軍主導で作られたということだけは確かなことですね。ですから、それを理由として改正すべきであるという議論がずっと行われてきたわけです。

この間、それに加えて「憲法を変えなければいけない」、あるいは「改正を急がなければいけない」、もう一つの理由として別の論理が持ち出されるようになりました。それが「国際情勢の変化」、あるいは「安全保障環境の変容」という言葉が語られます。これは平沢勝栄氏、あるいは安倍首相も同じようなことを言うことがありますが、要するに北朝鮮であるとか、あるいは中国といった近隣に日本の安全保障を脅かすような国が登場し始めているというものです。そのため「日本国憲法を制定したときの国際情勢とは違う」、「前提が変わってしまった」というのです。従って、「九条を中心とする平和主義はもう維持できない」と結論づけるのです。これは「この憲法が誕生したときと事情が違うんだ」という議論であります。

自民党の二〇一〇年の党綱領では以下のように書かれています。「日本らしい日本の姿を示し、

世界に貢献できる新憲法の制定を目指す」と。この「日本らしい日本の姿」というのは、日本語としてよく分からない言い回しですね。日本らしくない日本の姿というのがあるのかと問いたくなりそうですけれども、とにかく日本らしきなるものにとってもこだわるわけですね。

こうした考えにもとづきまして、二〇一二年四月二十七日に「日本国憲法改正草案」をまとめて公表しています。これが最新の自民党草案でありまして、今日、検討の対象にするのは二〇一二年の草案のことです。

この二〇一二年草案を作った時、自民党は野党でした。民主党政権の時代ですね。ですので、「将来、政権に返り咲いた暁にはこういう憲法をつくりたい」という方針を示したということになります。ある意味で本音が出ているとも言えるわけです。つまり自民党はどのような方向へ行きたいかということを野党時代にまとめていた、そしてそれを選挙民に問うて、政権党に返り咲こうとしていたということになります。二〇一二年の草案からは自民党の本音をうかがうことができますのではないかと思います。

安倍首相がいろいろなインタビューに答えていますけれども、このようなことを言っています。「憲法を国民の手に取り戻す。現行憲法自体、国民の手によってつくられたものではない。明治憲法は（君主が定める）欽定憲法だから、いまだかつて国民は自分たちの手で憲法をつくる経験

をしてない」。これは明治憲法が欽定憲法で、要は「天皇がつくって、国民、臣民に与えた、そういう憲法である」と。現行憲法はGHQⅡ占領軍がつくった。ですから、近代になって日本の憲法は二つあるわけですけれども、いずれも「日本国民が実際につくったわけではない」と。従って、「いまやまさに日本の国民が憲法をつくる、そういう時が来たんだ」という論理であります。

「憲法は今、（改正発議には衆参両院の議員三分の二以上の賛成が必要という九十六条によって）永田町に閉じ込められている」。現在の改正の手続きは、まず最初に衆議院と参議院、それぞれ三分の二以上の賛成議員によって発議をする。それが第一ステップになっています。そしてさらに国民投票にかける必要があります。このことを、安倍さんはこう言うんですね。「永田町に閉じ込められている」、つまり「国民による議論ができない」という意味らしいのです。つまり「国会議員が発議をしない限り、国民のところへ判断の順番が回ってこない。まずは永田町で発議するかどうかを議論しなければいけない」と。「その憲法を、鍵を開けて取り戻す。それが九十六条の改正だ」と言っています。改正手続きを定めた九十六条の改正を先行させるべきだということです。一時期まで、安倍さんはそれを繰り返し言っていました。

九十六条改正というのは、この三分の二の発議要件のハードルを下げるということです。具体的にはこれを二分の一にして、過半数の賛成によって憲法改正の発議ができるようにする。そし

て次に国民投票をして、国民に決めてもらおうと。そうすることによって、永田町から閉じ込められていた憲法を国民の手に取り戻すと、そういう言い方をしているわけですね。

両院の三分の二というのはかなりハードルが高くて、今のままでは野党の協力を得ない限り、自民党、公明党だけではこのハードルが越えられないわけですね。そこで、手続きを変えやすくしてから内容を変えていこうというわけですね。内容のどこを変えるかを言う前に、まずは「憲法を国民に取り戻そう」という論理を展開するわけです。

そして「憲法を戦後、新しい時代を切り開くために自分たちでつくったというのは幻想だ」、「昭和二十一年に連合軍総司令部（GHQ）の憲法も国際法もまったく知らない素人の人たちが、たった八日間で作くり上げた代物だ」というのです。この自民党の改正草案にQ&Aが付いていますが、そこに「現行憲法は非常に粗末だ」と書いてあるんですね。「こんな出来の悪い憲法は世界でも珍しい」という言い方もしています。なぜかというとなった八日間で作ったからです。しかもつくった人は素人だからというふうに攻撃するのです。これはあくまでも彼らの論理であります。本当に粗末なものなのかどうかはいろいろ議論があるところです。

改正を要する理由として、内容が悪いということよりも、手続き、経緯というものを前面に出すわけです。しかも改正のための手続きがよくないというのです。つまりハードルが高すぎて永

田町に閉じ込められている、こういう理屈が当初表れていたわけです。

自民党草案を紹介する、自民党のホームページ (<https://www.jimin.jp/activity/column/116667.html>) に以下のような箇所があります。この草案を通して、自民党はいったい何を变えたいのか、これを变えたいのだと項目が列記されています。

「国旗・国歌の規定」。日の丸を国旗とし、「君が代」を国歌とするということを経済に盛り込むようになっています。「君が代・日の丸」というのを、現在は法律で決めているわけですが、それを憲法に入れようとしているのです。

それから「自衛権の明記や緊急事態条項の新設」。この自衛権の問題は今まさに集団的自衛権を認めるかどうかで議論になっている点ですね。今回は解釈を変更したわけですが、それを規定上も変えようということです。緊急事態条項は、いわゆる有事立法法ですね。つまり戦争状態等、非常事態が起きたときに法律や憲法上の権利をいったん停止する、凍結するということがありますね。これはつまり非常事態に対応した措置を合法的に取れるようにしておきたいということです。

それから「家族の尊重」。この点は後で詳しくお話します。

「環境保全の責務」、「財政の健全性の確保」、「憲法改正発議要件の緩和」。これが先述の九十六

条問題ですね。「時代の要請、新たな課題に対応した憲法改正草案となっております」と述べています。

この「時代の要請、新たな課題」というあたりが国際情勢の変化とか安全保障環境の変容といった点を指すのでしょうか。「家族の尊重」のところでは、「和の精神」などという言葉も出てまいります。どうやら日本独自の伝統文化として、「和の精神」なるものがあるらしいのです。

安倍首相の憲法観と立憲主義

それでは安倍首相がいろいろなところで答えているインタビューから、彼の憲法観というもの、それから一般に憲法学で言われている立憲主義の理解というものを対比してみましよう。立憲主義にもとづく憲法理解と安倍氏の憲法観にいかなる違いがあるのかが浮き彫りになると思います。

安倍晋三首相はこのようなことを言っています。これはかなり有名な言葉で何度もメディア等で引用されるフレーズですけれども、「憲法は権力を縛る、確かにそういう側面がある。しかし今は民主主義の国家である以上、同時に国の姿について書き込んでいくものだ」と。確かに憲法は権力を統制する、あるいはコントロールするものである。権力が勝手なことをしないように縛

りをかける、権力に対する縛りですね。そういう側面があることは認めている。しかし、「今は民主主義の時代なんだから、同時に国の姿についても書き込んでいくのがいいのだ」とも言っているんですね。

ということは、憲法には二つの機能があるということになりますね。一つは国家権力を縛る、もう二つは国の姿について書く。この「国の姿」というのがいったい何かはよく分かりません。具体的な条項にはいくつかさそれらしきものが出てはくるのですが、そうすると憲法は複合的な性格を持つ——二つの性格を併せ持つということになります。そうだとすると、この二つの性格は相互に矛盾しないのか、あるいはこの二つの性格が論理的に併存可能なかということが問われなければなりません。その点については説明はありませんが、「権力を縛るということだけが憲法ではないよ」というのが安倍氏の考えだということになります。

さらにこんなことも言っています。日本記者クラブの党首討論会では権力に縛りをかける憲法の役割について、「王権の時代、専制主義的な政府に対する憲法という考え方だ」と語っている。つまり権力を縛るという憲法の役割は、王権の時代、専制主義的な政府に対する時代の話だと言っているように聞こえます。そうだとすると民主主義の現在でこの「権力を縛る」というのは意味がない、あるいは少なくとも権力を縛るという憲法の意義付けは現代について言えば、あんまり

大したことじゃなくなっている、それほど重要じゃなくなっている、こういう理解になります。

ですから、先ほど憲法の性格をどう理解するかについて、安倍氏は二つの性格を読み込んでいると言いましたが、実は権力を縛るといふ方は、大したものではなくなっている、重要性が落ちていっているんだ、今は時代が違うから権力を縛る必要性はそんなないんだと考えているようなのです。二つのことを憲法に期待していると言いましたが、実はそれには優劣というか順序があるということになります。権力を縛るといふのは、いわば副次的なものであると、むしろ主要なものは国の姿について書き込んでいくこと、これこそが憲法なのだと、とらえているように感じます。

これに対して立憲主義的な憲法を憲法学者はどう理解しているか。例えば樋口陽一先生という方がおられます。東大の名誉教授、その前には東北大学に長くお勤めだった方で、フランス憲法等も研究されている非常に著名な憲法学者であります。日本を代表する学者と言っていていいと思いますが、この方がこういうことを言っています。要は、憲法というのは「権力に勝手なことをさせないということに尽きます」。それから「民主主義に基づく権力をも制限する」のが憲法、あるいは立憲主義であると。立憲主義とは何かといいますと、つまり民主主義によっても変えさせない、少なくとも容易には変えさせないというものが憲法の立憲主義の価値なんだという理解で

あります。

「国民投票をする国民イコール万能な国民とするなら、立憲主義など意味がなくなります」とも言っています。つまり何でも国民が決めれば、多数決で決めればそれでいいんだと考えるならば、立憲主義は意味がなくなると言っているわけですね。これは、なぜ日本国憲法が非常にハードルの高い改正手続きを定めているかということとかかわります。普通の法律案では国会議員の過半数の賛成でいいわけですよ。しかし、憲法改正については、両院の三分の二以上で発議をして、さらに国民投票にかけるという非常に高いハードルを課している。つまり憲法を変えるには単純な多数決で決めてはいけないということの意味しているわけですね。

何でそんなことにしているのかというと、立憲主義というものは単純な民主主義によっても変えることができない価値、それを守るための仕組みだからであります。どうも安倍氏の理解とは違いがあるように思えます。これは後で名前を出しますけれども、大阪の橋下徹市長（当時）も似たような考え方をされますね。つまり選挙＝民意であると。民意に合っているなら、何をしてもよいと彼は主張するわけです。こういう考え方は、実は立憲主義に合わないということになります。

立憲主義は長い間人類が歴史上はぐくんできた価値でありまして、それをいつときの民意、単

純な選挙による多数決で変えることは許されないので。選挙といっても投票率が百パーセントなわけでは当然ありません。今の国会議員が、自民党が多数だといっても、全有権者の中で自民党が取った票の数から言えば、はるかに半分に及ばないわけですね、実際投票率はとても低いのです。ですから多数だといっても、どれだけ多数なのかというのは非常に疑わしいわけですし、そういう怪しげな多数で安易に変えることができないもの、これを立憲主義的な価値として憲法が盛り込んでいるのだと憲法学者は考えるわけですね。

安倍氏の言っている国の姿について書き込んでいくという表現から、私が思い出すのは聖徳太子の「十七条の憲法」です。日本語には憲法という言葉が昔からあるんですね。ここが厄介なところ。日本語には憲法というのが昔からある。ところがこの聖徳太子の十七条の憲法といわれるものは、今の近代立憲主義における憲法とは意味が違うんですね。同じ単語を使うんですが、全然別物なんです。

「十七条の憲法」を読んで見ると分かるんですけど、一条、「一に曰く、和を以て貴しとなし、さからふこと無きを宗と為せよ」。こう書いてあります。「和を以て貴しと為し」、逆らうな、あんまり争うな、争わないということを宗としなさいというんですね。あとは仏法をはじめとして、三宝を敬えと。仏教を信仰しなさいということです。それから「詔（天皇の命令）」を受けたら、

それを必ず聞きなさいということが書いてあります。

これは結局、為政者（この場合は聖徳太子）から人民に対する命令なんです。民衆にああしなさい、こうしなさい、いろいろと説教を垂れているんですね。生き方といたしましうか、人間としての生き方、これを示している。ですから法律というよりはむしろ道徳的です。つまり上から下に対して下された文章であるわけです。権力者が人民に対して、君たちはこういうふうにしなさいと言っているのです。

これは立憲主義的憲法とはおよそ違うものです。つまり権力を縛るとか、権力者をコントロールするとか、そういうものでは全然ないわけでして、この「十七条の憲法」は立憲主義的憲法とは関係がありません。同じ言葉ですからごっちゃになりますけれども、どうも安倍氏たちが言っている憲法は、これのことを言っているんじゃないかなと感じてしまうのです。

なぜ中国憲法と比較？

今日は「自民党草案を中国憲法と比較する」がテーマです。「どうしてですか」「やや突飛じゃないですか」と思われたかもしれませんが、実は自民党草案は中国憲法といろいろな点で共通点を持ちます。非常に似ている。構造が、あるいは発想が非常に似ています。その中国憲法と比較

することによって、自民党が何をしたいのかが、よりクリアに浮き上がるのではないかと考えました。

まず中国憲法について紹介しますと、現行の中国憲法は一九八二年に制定されました。いわゆる社会主義憲法といわれるものですが、その特徴は民主主義的集中制という原理が採用されていることにあります。これは多くの西側の——西側という言葉はもう古いですね。資本主義国の憲法、ないし立憲主義的憲法とは多くの点で原理的な違いがあります。

例えば「三権分立」を採用していません。立法、行政、司法という三権分立を採用していません。それから「司法権の独立」というものも認めていません。さらに「競争的選挙」もありません。つまり「複数の政党、あるいは政治勢力が競争して選挙をする。そして主権者がその中から、多数の選択肢の中から投票という行動によって選ぶ、選択をする」、そういう意味での選挙は中国がありません。選択肢は中国共産党しかない。それ以外の政党をつくることはできません。選挙は一応ありますけど、共産党以外の政党を選ぶことはできないのです。

競争的でない選挙とは、実は全く矛盾しています。選挙というのはそもそも競争です。票の獲得合戦のはずです。けれども、中国には「競争的選挙」がない。ですから、実質的には選挙はないと言ってもいいのです。選挙は全部ウソだということになります。これは中国だけではありません。

せん。北朝鮮もそうですし、社会主義時代のソ連もそうでした。社会主義国というのはみなそうでした。

それから多元的価値観は否定されています。何が正しい価値観かは共産党が決めるということです。国民がいろいろな多元的な価値観を持つことを許さない。これが中国憲法の特徴です。人権について言うと、中国憲法はもともと人権という概念を使っていませんでした。これは旧ソビエトでもそうでした。社会主義国では人権概念を原理的に受け入れてきませんでした。

その代わりに「市民の基本的権利・義務」という別の概念を使います。これはどういう意味かというと、「人一般が有する人権という概念を否定する」ということです。市民のというのは、中国であれば中国市民という意味です。つまり中国国籍を持つ者という意味なのです。これは「憲法や国があつて始めて保障される権利」という理解でありまして、「生まれながらにして人間だから権利を持つ」という考え方を取りません。自然権的に権利を説明しないとダメです。人権を自然権的に考えないということです。

国家があつて初めて権利というものが生まれるのだということになります。ですから権利（人権の権利）と主権（国の主権）を並べて、主権が人権に優先するのだという言い方をしたりします。中国の場合、人権よりも主権の方が重要なのだと。国の主権がなければ、人権なんてまった

く議論の余地もないんだと、そう考えるわけです。「権利の後国家的性格」と言ってもいいです。国家が出てきて初めて権利が議論し得るという理解です。この「市民の基本的権利・義務」というのはそういう概念なのです。

それからもう一つ言うと、社会主義国では権力というものを善なるものとしてとらえています。「権力性善説」と呼んでおきますけれども、権力とはいいいいものであると観念されているのです。権力は人民の権力だから、人民の権力が人民の権利を侵す、侵害するということのようなことはまず想定しないわけです。原理的にあり得ないと考えるわけです。そうだとするならば、権力を憲法によつて縛るという必要はなくなります。なぜ権力を憲法で縛るかということ、権力は信用できないからです。権力は縛らないと危険だからです。「何をしでかすか分からない。だからあらかじめ憲法で縛っておきましょう」。これが近代立憲主義の考え方ですが、中国憲法はそういう考え方に立ちません。権力はよいものであるというのが前提ですから、これを憲法で縛るという考え方は出てきません。

ですので、中国憲法は近代立憲主義型憲法の仲間とは言えないということになります。それは毛沢東が進めた中国革命というのが、近代を目指すプロジェクトではなかったということです。中国共産党の革命は近代を目指す運動ではなかった。近代を超えようとしたんだと思うんですね、

毛沢東は。日本の多くの知識人、あるいは普通の人にも日中友好運動をやった人がたくさんいましたね。中国研究者にも毛沢東にいかれちゃった人はたくさんいました。毛沢東主義を支持した人もたくさんいました。文革のときもいかれちゃった人はたくさんいたんですね、日本人にも。

これは、どうも毛沢東の中には近代を超える何かがあるんじゃないかという期待があつたと思います。ところが毛沢東革命は結局成功しませんでした。鄧小平による今の改革開放路線にかわつて、それで資本主義よりも資本主義的な体制ができてしまつていくわけです。「近代を超える」という試みは失敗したと言わざるを得ないですね。そうするとポスト毛沢東の今、残骸として残っているのは、反近代主義でしかないということになります。

国のかたち？

中国憲法と対比することで自民党草案の歴史的位相を明らかにしてみたいということで、いくつかの論点を取り上げて両者を対比してみたいと思います。

まず安倍さんが言うところの「国のかたち」というものですが、自民党草案にはこんな規定があります。「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち」云々。これは前文のところですが、さらに続けて、「日本国民は国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、

和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する」と規定されています。

それに対して中国憲法にはこういう規定があります。前文に「中国は世界で最も古い歴史を持つ国の一つである」。まあ、そうですね。それを書いてどうするのという感じもあるんですが、自民党草案にも似たような言いまわしが出てくるんですね。長い歴史があったり、固有の文化を持つていることは自慢なんですかね。とにかくよく似ていますね、自民党草案と中国憲法。歴史が長いのは偉いんだという発想。そしてそれを憲法に書き込んじゃう。これが国のかたちだと、そういう発想ですね。

先ほど引用した「国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」という文言は、どうも国防義務を課しているようにも読めるわけですね。日本国民一人一人に国防の義務があるかのように読めます。さすがに自民党草案には国防義務は明定されていませんけど。

他方、中国憲法には非常に露骨に規定されています。「中華人民共和国市民は、国家の統一および全国の諸民族人民の団結を保持する義務を負う」。これは例えば新疆とかチベットは独立しちゃだめだということですね。それから台湾も独立しちゃだめだと、みんな統一に協力しなきゃいけないよと。これは国民一人一人の義務なんですね。それから「祖国を防衛し、侵略に抵抗することは、中華人民共和国市民一人一人の神聖な責務である」。こういう規定があります。これ

は国家防衛義務を課していることになります。注目すべきは、これは五十五条一項に規定されていて、同条二項には兵役の義務が出てきます。つまり「防衛義務と兵役の義務はセット」だということです。兵役に行かせるためには、まずその前提として国民に対して防衛義務を課する必要があります。その具体的な内容として兵役の義務が出てくるわけです。

自民党草案にはそこまで出てこないのですが、「国を守ること」が草案前文に書いてあるんです。深読みすると徴兵制まであと一歩かなという気もするわけです。これは深読みのし過ぎかもしれませんが、ですが、中国憲法はそういう論理になっているということですから。防衛義務と兵役がワンセットになっているのです。

それからさっきの「和を尊び」のくだりですけども、自民党草案のQ&Aにこう出てきます。「党内議論の中で『和の精神は、聖徳太子以来の我が国の徳性である。』という意見があり、ここに和を尊びという文言を入れました」と。やっぱり自民党の人たちは聖徳太子のことを念頭においているんですね。確かに聖徳太子「十七条の憲法」の第一条に「和を尊び」という文言があるのです。それを現代にまた復活させようとしているんですね、彼らは。本音がぼろりと出ちゃったでしょうか。

他方で中国では最近、「和諧社会」の実現というのがスローガンになっています。「みんなで和

「和谐社会をつくろう」と。和谐社会というのはハーモナイズドされた、みんなで仲良くする、調和の取れた社会、そういう意味です。そのポスターがここにあります。これは「家を守り、国を守る。そして和谐社会をつくろう」と書いてあります。家というのはファミリー、家族ですね。それから国。それと和谐社会というのがセットになっているんです。中国人も昔から和の精神があると自分で言うんです。和谐社会というのはその再来だと。なんと自民党と似ていることか！

国民にも憲法遵守義務があるの？

それからもう一つ、自民党草案の重要な点に憲法の遵守義務の問題があります。つまり誰が憲法遵守義務を負うかということです。今の日本国憲法では憲法を遵守しなければならないのは公務員です。公務員に

愛国心と和の精神

自民党草案Q&A

- 「党内の議論の中で「和の精神」は、聖徳太子以来の我が国の徳性である。」という意見があり、ここに「和を尊び」という文言を入れました。」

→ホンネがぼろり？やっぱり聖徳太子か！

中国のスローガン「和谐社会」



は憲法遵守義務があります。ただ一般市民、国民には憲法遵守義務はありません。憲法というのは誰が守るべきものかというところ、これは刑法とか民法と違うところですけども、憲法は国が守るべきものなんです。つまり国に対する拘束なわけです。国があしちやいけない、こうしちゃいけない、国はあしなさい、こうしなさい、国が憲法にいろいろ命令されているわけ、命令されるのは国民じゃないんですね。つまり憲法という法律はほかの法律とそこが違うところですね。これが立憲主義憲法の重要な特徴です。

ところが自民党草案は「すべて国民はこの憲法を尊重しなければならない」と規定していて、憲法尊重義務を国民に課しています。これは百二条の一項ですね。国民に義務を課す憲法なんです。近代憲法は国民に義務を課すものなんでしょうか。どうも自民党はそう考えているということです。

中国はどうかというと、中国も「あらゆる国家機関、武装力、諸政党、社会团体、諸企業、非営利組織は、いずれも憲法と法律を遵守しなければならない」。「国家あるいは公務員だけじゃない。全員が憲法と法律を守りなさい」というわけです。さらに五十三条では、「市民は必ず憲法および法律を遵守し、国家の機密を保持し、公共財産を愛護し、労働規律を守り、公德を尊重しなければならない」と規定します。このように市民にも憲法遵守義務が課されているのです。

つまり中国憲法は専ら国家権力を縛るものではなくて、国民に対しても遵守を求めるものだということになります。自民党草案は中国憲法と同じ規定を置こうとしているということになります。

中国憲法には「国家の機密を保持し」という文言があります。つまり国家機密保持の義務も国民に課していることですね。日本でも特定秘密保護法制定の際に議論がありましたけど、一般国民に国家機密を保持する義務があるのかどうか。結局、特定秘密保護法案には規定されませんでした。メディアだけの義務で、一般市民は義務を負いません。しかし、中国憲法では国家秘密の保持も国民一人一人に課しているということになります。自民党草案はそこまでは言っていないけれども、延長線上には出てきそうな雰囲気を感じます。

権利・義務一致の原則

それからさらに権利と義務の関係をどう考えるかという点です。自民党草案には十二条に出きます。「この憲法が国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならぬ、国民はこれを濫用してはならず、自由および権利には責任および義務が伴うことを自覚し、常に公益および公の秩序に反してはならない」。こう規定しています。

つまり「権利だけを主張するのはだめですよ」と。これは自民党の人たちがよく言うことです。「どうも最近は権利主張ばかりして義務を負おうとしない」「勝手な若い人たちが出てきて、これは戦後憲法の下で教育を受けた、特に日教組の教育を受けた人たちの悪い点である」「自分のエゴばかり主張する」と。「そして責任を果たそうとしない。これは日本人のあり方としてよろしくない」という発想ですね。つまり「権利には義務や責任が伴いますよ」と。

これには一般論として賛同する人もいると思うんです。「自分の利己的でエゴイステイックな主張だけをして、責任を負わないというのは人間としてどうかと思う」。それは確かにそうですね。その通りです。

しかし、そのことと「憲法でどう書くか」ってことは別のことではないでしょうか。憲法上の権利は義務の履行とは関係がないわけです。これは民事上の権利、あるいは道徳的な話とは違うわけで、憲法上の権利についても義務履行を対応させるというのは、やはり立憲主義的な権利の把握とは違うものです。

それからここに出てくる「公益および公の秩序に反してはならない」との文言です。これは、権利行使を制限する原理のようです。人権を制限する原理になります。その際の根拠が公益と公の秩序ということになります。

ですから、例えば言論の自由を行使しようとするときに、「公益や公の秩序に反するような言論活動はできない。それは憲法の言論の自由の保障の限りではない」と、こういうことになりそうです。そうだとすれば直ちに問題になるのは、この「公益とは何か」「公の秩序とは何か」ということになります。これを恣意的に解釈することによって、過度に広い範囲の人権の制限が可能になりはしないかということが心配されますね、この文言だけを見ると。

他方、中国憲法ではどう規定しているかというと、「いかなる市民であれ、憲法および法律が定める権利を享有し、同時に必ず憲法および法律が定める義務を履行しなければならない」とあります。「権利と義務をセットでとらえる」。これが中国憲法の基本的な考え方です。これを中国の学者は「権利義務一致の原則」と呼んでいます。つまり、「権利だけを主張したらだめですよ。義務をちゃんと負ってくださいね」ということを合わせて強調する。これが中国憲法のやり方です。

自民党草案はこれをパクッたんでしょかね。果たして義務を負わせることは憲法の役目なんですかと考えてみなければいけません。片山さつきという議員がありますが、この人は自民党憲法起草委員会の委員です。財務省のお役人だった人です。東大法学部を出ているんですけど、こういうことを言っています。

「国民が権利は天から付与される、義務を果たさなくてもよいと思ってしまうような天賦人權論を取るのはやめようというのが私たちの基本的な考え方です。国が何をしてくれるかではなくて、国を維持するには何ができるかをみんなが考えるような前文にしました」。こう書いていますね。軽い感じですね。要は「国に対してお前たちは何ができるんだ」と、義務の履行というのはそういう意味だということです。つまり「義務を課す」という規定を盛り込んでいるのは、こういう意図があるということです。

他方で中国の学者の議論を紹介します。張光博という人の議論ですが、この本（『マルクス主義法律観を堅持しよう』張光博著、吉林大学出版社、二〇〇五年）にこういう表現があります。「いわゆる『権利のない義務はない』、『義務のない権利はない』、ひとつの社会にとつてはその通りである。一部の人が権利を享有すれば、必ず他の一部の人が義務を履行することになる。一人の人間にもこれは当てはまる」。つまり一人でも両方やりなさいと。「なぜなら権利を享有する者は必ず義務を履行しなければならず、義務を履行する者はまた必ず権利を享有する」。つまり権利と義務は一体化したものであると。これが中国の通説です。

片山さつきさんは中国の本を読んでいるのかどうか分かりませんが、発想がよく似ています。権利だけを主張するのはけしからんという、そういう発想をするわけです。一般的にはそ

ういう議論はあり得ると思うんですけど、憲法の改正を議論する際にそういうことでいいのかどうかについては、我々が考えなきゃいけない点だろうと思います。

人権とは何か？

そもそも人権というのはいったい何なんだということを考えてみなければいけないと思います。自民党は、先ほど片山さつきさんの言葉を紹介しましたが、「天賦人権説に基づく規定振りを全面的に見直しました」、こう言うわけですね。つまり天賦人権説はけしからんというわけです。「日本国憲法はそれに基づいているのでそれはやめます」「西洋の天賦人権説に基づいて規定されているものが散見されます」「こんなけしからんものが現行憲法には散見されます」と。「こういう規定は改める必要がある」と。従って「公益および公の秩序による人権制約を認めることにします」「憲法によつて保障される基本的人権の制約は人権相互の衝突の場合に限られるものでないことを明らかにしたものです」と。

現行憲法では、人権は公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とする（第十三条）と規定されています。この「公共の福祉」とは何かというと、憲法学者はこのように考えています。

憲法にはいろいろな人権が規定されています。そうすると異なる主体がそれぞれの人権を行使

しようとしたときに、それがぶつかり合うことがあります。例えばデモ行進をしようとしたとき、デモをすれば道路を占拠する。そうすると交通が遮断されたり、渋滞が起きたり、あるいはそこを渡ろうとする人が渡れなくなる。ある意味で人に迷惑もかけるわけです、道路を渡りたい人、急いでいる人にとっては権利を制約されることになります。その人にも自由があるはずですから。

自由に道路が通行できないということは、デモによって自分の権利が制約されているということになります。一方、デモをする人にとっても、これは政治的な表現の自由である、あるいは政治的な権利である、憲法が与えた権利であるということになります。そうすると権利と権利が衝突するということになります。そうするとそれを調整しなきゃいけないという問題が生じる。それを「公共の福祉」という言葉で現行憲法は表していると、そのように考えているんですね、今の学者たちは。

ですから、憲法上の権利が制約される場合というのは非常に限られた場合であって、それは人権と人権の衝突を調整するという必要上、表れるものにすぎないんだと考えるわけです。デモ行進をする人は事前に公安委員会に行つて、何時から何時まで、どこでどういうデモをします、どのぐらいの人数で何時間ぐらいやりますと、事前に公安委員会に届ける必要があります。これは権利と権利の衝突を調整する仕組みとして、そういう手続きを定めていることになります。もち

ろんその調整の仕方が適切かどうかは、裁判所が最終的に判断することになります。しかし、自民党が言いたいのは、人権の制約はそれだけじゃないよと、ほかにもあるよということなのです。

どういう場合かというところ、この「公益」とか「公の秩序」です。これはほとんどマジックワードですね。権力者が公益と言ってしまったら公益になっちゃうんじゃないでしょうか。自民党は天賦人権論を否定しようというわけですから。

天賦人権論は自然権的に権利を把握するという意味です。自然権的というのは、人間だれでもオギャーと生まれたときに、人間としてみんなが普遍的に持っている権利。ですから、国ができる前から本来それはあるんですね。国がなぜ生まれたか、国家はなぜあるかというところ、よりよく権利を守るために国家というのがあるのだと考えます。ですから、むしろ人権が先にあって、それから国家が出てくるんですね。

ところがこの天賦人権論を否定するとなりますと、人権というのは国家によって保障される、あるいは論理的には国家の後に出てくるということになります。人権の前国家性を否定するものであろうと思います。

この点について、中国ではどう考えられているか。これも中国の教科書では次のように説いています。「例えば天賦人権、生まれながらにして平等、あるいは私有財産の神聖不可侵、自由、平等、

博愛といったスローガン」、「これらはブルジョア革命および、ブルジョアジーによる独裁のための世論準備であり、ブルジョアジーのイデオロギーの重要な構成部分であり、統治思想として社会のすべての市民に影響を与えるものである」と。要するに「こういう考え方はブルジョアジーの考え方だ。だから社会主義の中国にはそぐわない」と言っているわけです。ですから中国憲法でも、天賦人權論は否定されているわけです。またまた偶然でしょうか。自民党草案との一致が見られるのです。

自民党草案の十二条。これが人権を制約する総論的な規定ですけれども、これはこういう規定です。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」。

これをどう解釈するかを考える上でヒントになることがあります。自民党がこの十二条を規定することによって、何を狙っているのかをあらかじめ予測するには、自民党の幹部の人たちが言っている言葉を手掛かりにするのが手っ取り早い。この憲法はまだ行われていませんからね。

例えば石破前幹事長はこういうことを言っています。特定秘密保護法案に対する国会周辺でのデモ活動について、この特定秘密保護法案が成立する直前ですね。国会周辺で金曜日の夜になる

と、毎週デモが繰り返し行われました。かなり大きな規模のものもあつたようですが、デモについてはあまり日本のメディアは報道しません。ですから我々は札幌にいと国会周辺のことなんて分からないから、こういうデモが起きているかあんまり分からない。しかし、毎晩かなり大きなデモが起きたらしいですね。かなり自然発生的に集まってきた、インターネットか何かで見て、若い人が結構集まったみたいです。それについて石破氏はこう言っています。

「単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらないように思われます」。これは自分のブログか何かに書いたんですが、すぐに撤回したようです。しかし、政治家が一回言ったらおしまいですよね。しかもネット上に流れていますから、いくらこの人が削除しようが、それは繰り返しのいろいろなところに転送されていくわけです。取り消しようがありません。

デモでは当然叫びますよね。実力で何かをするわけにはいきません。ですから言論ですよね。言論は声を出すということになりますから、大きな声を出します。もちろん国会議事堂の中にある国会議員に向かって、市民たちが声を届けようとしているわけです。それに対してテロ行為だと言っているわけです。

そうなると、公益とか公の秩序に反すると考えているのでしょうか。大きな声を出してデモ行進を仕掛けるのは、公の秩序に反すると、石破さんは考えている可能性があります。ここに一枚、

漫画があります。権力者が「公の秩序を害する」と言つて、デモを取り締まろうとしている絵ですね。この十二条をこのように使おうとしているのではないかと感じるわけです。

これは憲法というものをどう考えるかにかかわるわけで、先ほどから中国憲法との類似性をお話ししていますけれども、自民党は権力者から市民に対する命令であると考えている節があるんですね。そして権力者が国民のさまざまな自由や人権を制約するための道具として使おうとしているのではないのか。さきほど紹介した「天賦人権説に基づく規定振りを全面的に見直す」というのも非常に気になります。人権というものを自然権的に把握しないということになるならば、もはや立憲主義的な憲法とは言えません。

もちろん立憲主義的憲法をやめるといふのなら話は別です。それも選択肢だとは思いますが。「中国のように日本国は立憲主義的憲法をやめます」「別の方向に行きます」と、これは僕はあり得ると思うんです。だったら、そのように正直に言つて国民の信を問うべきです。

立憲主義的をやめようというのなら、それを正々堂々とつたつて、草案を公表すべきだと思えます。こつそり裏からやめるんじゃないくて、やめるのであれば正面から堂々とやめてほしい。どうもそのところが煮え切らないです。自民党草案は中身を見るかぎり、立憲主義的な内容とは違うものがたくさん含まれているのです。

家族と国家

次に家族についての問題にうつります。自民党は元来、家族にすぐ関心があります。これは自民党という政党の特徴です。家族というものを憲法の中でも規定したいという欲求が非常に強いようです。

こういうことがこの憲法草案の Q & A の中に書かれています。「家族の絆が薄くなってきた」と言われています」「党内論議では、『親子の扶養義務についても明文の規定を置くべきである』との意見もありました……。意見もありましたけれども、「親子の扶養義務なんていうことは法律事項である」、つまり「憲法で規定すべきことではない」という意見があったので、この扶養義務については規定しなかったと。

しかし、二十四条では以下のような規定があります。「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は互いに助け合わなければならない」。

憲法で互いに助け合わなければならないと規定すれば、それは扶養義務を負っているという意味だと解釈できるから、あえて憲法ではそこまで書かなくてもいいということかも知れません。

ということで、家族の絆を強くしなきゃいけないと自民党は考えているんですね。自民党がそう考えるのは勝手ですけども、「家族は互いに助け合わなければならぬ」と憲法に書いてしまうと、市民、国民に義務を負わせることになります。今の憲法にはない規定です。

現行中国憲法にはこういう規定があります。「父母は未成年の子女を扶養・教育する義務を負い、成年した子女は父母を扶養・扶助する義務を負う」。これが憲法に規定されています。

つまり未成年の子に関して、親はちゃんと育てなさいねと。当たり前といえば当たり前です。未成年の子は親が育てなさいね。それから成年した子は親の面倒を見なさいねと。親を扶養しなさいねというわけです。つまり親子の間での相互の扶養義務の規定です。子どもが幼いときには親が子どもを育て教育しなさいと。そして成人した後には年老いた親を扶養し面倒を見なさい、親孝行しなさいということなのです。

美しい親子関係かもしれませんが、これを憲法に規定してしまっているのでしょうか。自民党の党内で論議でなされていたことが、中国憲法では実現しているんですね。自民党草案のさらにその先には、中国法があるということになるんですね。自民党草案の最終的着地点は中国法なのかとも考えられますね。

中国の婚姻法ではこういう規定もあります。「夫婦は互いに誠実であり、尊重し合わなければ

ならない。家族構成員間においては高齢者を敬い、若い者を慈しみ、互いに助け合い、平等で、仲むつまじく、品格ある婚姻・家庭関係を維持・擁護しなければならない」。これは婚姻法の四条の規定です。

この「互いに助け合い」という部分ですが、これは同じ文言が自民党憲法草案に出てくるんですね。自民党草案の考えていることと中国法の発想は非常に近いということになります。憲法や法律に書いて国民に強制しようとしている。

これは逆から言うと、社会保障や公的扶助、福祉といったものをサボろうとしているんじゃないかとも感じるわけですね。つまり高齢者の扶養や介護、世話を家族の中で解決してしまおうとしている。いわゆる安上がりの福祉といえますかね。ということを目論んでいるのではなからうかという感じがします。実際に中国ではそのようにこれらの規定は使われているわけです。

もちろん親の面倒を見ない子どもがいい子どもだと僕も思いません。親孝行がいいに決まっています。ただ、そうは言っても、いろいろな事情でそうできない人だっているわけです。そもそも親子関係も千差万別なわけです。

親子関係というのはいろいろ複雑で、それぞれ違うわけです。それをこういう形で国が上から義務を課するのがよいかどうかは議論の余地があらうかと思えます。しかし自民党の草案でそうい

う考え方になっているということですね。

このことは何を意味するかというと、家族の在り方を国が決めたということです。どういう家族が望ましいか、それは国が決める。それぞれの人が、私の家はこういう家族ですということを選択したり、多様な家族を営んだりすることは最初から想定されてないんですね。あるべき家族像、美しい家族像、理想の家族像というものを自民党の人が考えて、それを憲法に書いて、みんなに強制するというスタイルになっているわけです。これは一つの価値観を上から押し付けるものであると感じます。

さらに言えば、「正しい家族というものがある」という前提ですね。「自然かつ基礎的な単位」という言葉が出てくるんですね（自民党草案二十四条）。これも非常に気になるところです。これは歴史を通じて仲むつまじいよい家族像があるという前提になっていて、それは疑う余地もないということになります。そうすると、逆に言うとなんかそういう家族を営めない人は惨めな思いをしたり差別をされたり、あるいは肩身の狭い思いをする。つまり自然な家族が営めないというわけですから。

これは先日問題にされていたセクハラ野次問題とつながってきます。つまり「女性は必ず結婚して子どもを産まなければいけない」という意識です。まだ子どもを産んでない、あるいは結婚

もしていない女性議員が少子化問題について質問をすると、「お前、早く結婚しろ」と野次られるわけです。そういう野次が出てくるということのものは何かというと、それはこの「自然かつ」云々という家族観ではないでしょうか。つまりすべての人にとってこれが当然なのだと考えているわけです。あの野次を飛ばしている人は。ですから、「お前まず先に結婚しろ、それからそういう質問をしろ」という発言になっちゃう。

あの発言をしている人は、自分が何で問題にされているかおそらく理解できてないと思います。なぜあれがセクハラだと言われちゃうのか、たぶん分からないのだと思います。完全に一つの家族観に乗っかっているんですね。

女性だけがなぜそういうことを言われなければならないのか。もし男性議員があれば何を質問していたら、「お前結婚しろ」とかそういうことは言われませんか。何で女性だけが言われなきゃいけないのか、これも大いに問題ですが、自民党草案にはそういう野次発言を誘発する考え方が含まれていると僕は思います。

中国のことをもう少し話します。「高齢者権利利益保障法」という二〇一二年に中国で改正されたばかりの法律にこのような規定があります。中国でも実は高齢者の介護や扶養が大きな問題になっています。それは先ほど家族の絆が弱くなってきているという言葉が自民党草案にも書い

てありましたけれども、中国でもそうなんです。つまり親不孝な子どもが出てきたり、親の面倒を見ない人が出てきているんですね。

そこで中国政府はあせっておりまして、そうした親の面倒を見ない人はいけないということで、法律でこれを何とかしなきゃいけないと考えているわけです。それで「高齢者扶養は在宅を基本とし、家族構成員は高齢者を尊重し、関心を寄せ、面倒を見なければならぬ」と十三条に規定したので。

高齢者扶養の在り方を国が決定するわけです。在宅を基本としなさいと。一般的には、在宅の方がいいかもしれないけど、いろいろな家庭がありますから一概には言えない。住宅の問題もあるし、高齢者の体の状態もよく分からない、病気かもしれない、いろいろな個別事情を考慮する必要があるのでしょね。子どもたちの仕事のことなども。しかし、法律はとにかくこういう規定を置くのです。

さらに十八条にはこういう規定があります。「家族構成員は高齢者の精神面でのニーズに配慮しなければならず、高齢者を無視したり、冷たくあしらってはならない」。つまり優しくしろということですね。高齢者に優しくしろというのを法律に書きちゃうわけです。優しくしなかったらどうなるんだろうというのも気になる場所です。

「高齢者と別居している家族構成員は、頻繁に高齢者のもとを訪問し、あいさつを怠ってはならない」という規定もあります。仕事の関係とかいろいろなことがあって両親と一緒に住んでない子どももいるでしょう。その場合には、「一緒に住んでない子どもは時々帰ってきて顔をみせに来なさい」ということですね。頻繁に、と書いてありますね。「頻繁に訪問しなさい」「あいさつに行け」「お土産を持っていけ」ということですかね。もし顔を見に、時々帰ってこなかったらどうなるかというところ、裁判になるわけです。

この漫画は、親が「しょっちゅう帰ってきて私のところに会いに来なさい」と請求しているところを描いたものです。これは原告ですね。裁判を起こしているんです。これは子どもたちです。子どもたちが被告席に座っております。こういう裁判が起こされると。判決はどうなるかというところ、年々何回あなたたちはちゃんと親の顔を見に帰りなさい」という判決が下りたりします。しかし、これは強制はできませんね。強制的に帰らせるわけにいかないでしょう。さらに言えば、自分の親に対するいたわりの気持ちがない子どもが無理やり帰ったって意味がないですよ。心がないですもん。

ですから、こういうことは法律に書くのは実はなじまないことです。精神的な、親孝行とかこういうことは、法的に強制できない。しかし、中国ではそういうことを法律に書いているのです。

高齢者のもとを訪れるためには、休みを取らなければなりません。飛行機とか列車に乗っていかなきゃいけない。そのため「雇用主は国の関係規定に従い、扶養義務者に親訪問のために休暇を取る権利を保障しなければならない」という形で、今度は雇用主の方に、親に会いに行くための休暇を取れるようにしなさいという規定を置いています。

これも強制するのはすごく難しいですね。どのぐらい休暇を与えるのかも明確ではありませんが、こういう規定を置くのです。家族間の倫理あるいは親孝行の観念みたいなものが中国でも廃れつつあるんですね。こうした法規定は、それに対する危機感の表れです。

他方で高齢者福祉やあるいは社会保障、介護保険など、高齢者の生活を支えるための国家的な施策が不十分なために、私的な扶養に頼らざるを得ない状況が中国にはあります。最近まで一人っ子政策を長く続けてきましたので、高齢者の子どもは一人しかいない場合が多いんですね。そうすると高齢者福祉、介護の問題はより深刻になります。これまでみたいにくさん子どもがいたときは違う状況になってきているわけです。

というわけで、中国でもこれが問題になってきている。そこで法律によって親孝行を強制することによってこの高齢者問題を解決しようとしているのです。こうした発想が自民党草案にも見られます。非常に控えめな表現で書いてありますけれど、これをオーバーにしていくと、中国法

の現状の姿にいたります。その発想においては非常に近いものがあると感じられます。

軍事裁判所新設

さらに話は変わりますが、軍事裁判所をつくるということが自民党草案には出てきます。自民党草案では、自衛隊は国防軍に変えると書いてあります。要するに正式に軍隊にすることです。そして国防軍にした暁には「国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため」、つまり軍人の裁判ですね。軍人の犯罪を処罰するための特別な裁判所をつくるということです。軍法会議というやつです。「法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く」と規定しています。

なぜ特別な裁判所が必要なのか。どうして普通の裁判所で軍人の犯罪を裁いてはだめなのかという、Q & Aには「軍事機密保護の必要、迅速な実施のため」とあります。

裁判というのは公開が原則です。普通の裁判、つまり司法裁判所で裁判をするならば、傍聴人があります。記者も取材に行きますよね。それはメディアでも報道されます。つまり裁判というのは個人のプライバシーにかかわるような場合を除いて、原則として公開で行なわれます。

公開で軍人の裁判をやると、国家機密とかがもれてしまうかもしれない。また軍人の犯罪につ

いては迅速にやる必要がある。だから普通の裁判所とは別に特別な裁判所が必要だということです。このように自民党は考えているんですね。そこで、軍事裁判所を新設しようというのです。

しかし、そんなものは、中国にはもうとつくにあります。ご心配には及びません。軍事法院とというのがちゃんとあります。ここでも、自民党がやろうとしていることは、もう中国ではとづくに実現しています。「自民党の先を行く中国」ということになります。

こういう建物だそうです。所在地は秘密ですが、北京のどこかにあるんでしょうね。でかい建物ですね。そんなに軍人の犯罪があるのだろうかと思えますけれども、大きな建物です。裁判官も検察官もみんな軍人です。要は軍の内部の裁判所ですね。こういうのがとつくにあります。自民党はこういうのをつくりたいということです。

憲法改正手続き

次に改正手続きについて見てみましょう。これは九条と並んで注目されている論点の一つですね。当然、自民党は九条も変えたいわけです。集団的自衛権の問題も、最終的には憲法の明文で解決したいと思っていますけれども、その前に、まずは改正手続きから手をつけようとしていた時期がありました。最近これはちょっと低調になってきたようにも見受けられます。

「改正手続きについては百条でこういう規定を置こうとしています。」「この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、「両議院それぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案して、その承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票数の過半数の賛成を必要とする」。

衆参両議院の総議員の過半数。これは出席者ではなくて総議員の過半数となっていて、今は三分の二以上ですので、このハードルを下げようというのです。安倍さんの言い方によると「永田町に閉じ込められていた憲法改正の鍵を開けて国民に判断してもらおう」と。国民的議論を引き起こすために、永田町から国民に開放するための改正だということです。

これが実現すると憲法が非常に変えやすくなります。少なくとも発議はしやすくなりますね。今の自民党の議席でできるわけです。衆参両院で両方とも過半数をもつわけですから、これなら今すぐできるわけですね。ですから、この現行憲法の九十六条さえ、自民党草案百条のように変えることができるならば、あとは自由に何でも変えられるんですね。当初これを先行させようとしていたわけですが、最近はこれはあんまり言わなくなりました。

改正手続きについて、中国憲法がどうなっているかという点、これは実はあんまり重要ではないのですが、最後の国民投票という制度はありません。さらに発議のところも非常にハードルが

低いです。「全国人民代表大会常務委員会ないし五分の一以上の代表の発議」、たった五分の一です。その発議に基づいて「全国人民代表大会は総代表の三分の二以上の多数により採択する」というもので、国民投票はありません。全国人民代表大会の三分の二で採択されます。

ただ中国の場合には一党独裁で中国共産党以外に実質的な政党はありませんので、どの法律案もほとんど全員賛成です。時々白票とか棄権とか反対票が出ることがありますが、これまで全国人民代表大会で法律案や政府が出した提案が否決されたことは一回もありません。つまり普通の民主主義の国の議会とは違って、反対派というのはそもそもいないんですね。野党というのはないわけですから。ですから何分の一以上の多数とかいうのは本当は実質的には意味がなくて、共産党が決めればいつでも改正が可能です。実際に現行の八二年憲法は四回にわたって部分改正がなされています。

自民党が憲法の改正を主張する理由の一つに、外国では何回も変えている、というのがあります。どこどこの国は何回変えているというものです。八二年憲法を四回変えているのですが、その前に四つ憲法を制定し直していますので、中国は非常に頻繁に憲法を変えていることになりました。

「どの国も憲法を変えているからうちもやります」という論理ですね。それが説得力があるか

どうか分かりませんが、永遠に憲法を変えないというのがいいとも思いません。もう六十年たっているわけですから、変えなければいけないところは出てきているだろうと思いますね。そういう意味では憲法は絶対変えてはならないわけではないけれども、「ほかの国が何度も変えているからうちも変えなきゃいけない」というのは、いかなものかと思えます。変えるべき内容に即して議論すべきだろうと思います。重要なのは、回数ではない。

なぜ日本は憲法を変えられないかという、それは九十六条のハードルが高過ぎるのだというのが自民党の主張です。だからまず九十六条からやりましょうということですね。

九十六条についての各党の主張は、朝日新聞の整理によれば、こういう具合になっております。公明党が賛成すれば、三分の二を超えてしまう勢いです。九十六条先行論がまた息を吹き返す可能性はあります。

九十六条というのはある意味非常にニュートラルです。つまり憲法九条を変えるとか、あるいは人権規定を変えるといっているのではないので、「うーん、まあ、手続きは変えてもいいかな」と思っちゃうという人はあり得ます。その後何を変えるかということと言わないで手続きだけ変えるという戦略です。これは出てくる可能性があります。

この九十六条問題を考える上で重要な点は、なぜこの憲法がこんなに改正手続きを厳しくして

なぜ憲法改正なのか？

いるかということです。これについては憲法学者はこういうふうに着論しています。

それは立憲主義と民主主義の間の調整のためであると説明しています。

先ほど近代立憲主義を説明するときにも申しましたが、立憲主義というのは現在の一次的な民主主義によっても変えることのできない価値を守ろうとしているのです。しかし、最終的にはやはり主権者が判断することになります。憲法をどう変えるか、どういう憲法を持つか、これは最終的には主権者が決めることとなります。ですから、最終的にはこれは民主的手続きによって決めるしかありません。だから憲法改正は最後は国民投票に掛けて決めるのです。

しかし、一時的な民主主義の結果、つまり投票、選挙で単純に決めてしまつてよいのでしょうか。今の選

憲法96条に関する各党の主張

○	自民党	96条を改正し、発議要件を1/2に改めることによって、憲法を国民の手に取り戻す。
×	民主党	憲法は国民を縛るものではなく、国家を縛るものである。96条を安易に変えてはいけない。(執行部見解) 注：一部に積極派あり
○	日本維新の会	発議要件を1/2に引き下げ、国民に憲法を問える環境を整えるべき。
△	公明党	慎重姿勢だが、党としての見解を取りまとめ中
○	みんなの党	改正案件を緩和し、軟性憲法への改憲を志向する。
×	共産党	発議要件の引き下げは憲法の本質的性格を壊す危険な動き
×	生活の党	中身の議論抜きにいきなり改正手続きを改正しようというのは順序が逆
×	社民党	国会の多数派に改憲の発議へのフリーハンドを与えることになり反対

(出典：朝日新聞5月3日朝刊より引用)

挙制度の下では非常に少ない得票数でも当選してしまうことがあります。棄権する人がたくさんいるからです。投票率が低いという状況の下では、民主主義といったって、本当に多数の人の意思を表しているのかというと、怪しい場合もたくさんあるわけですね。だから単純な民主主義では憲法を動かせないようにしておく。これが立憲主義の考え方なわけですね。

ハードルは高いけれども、圧倒的多数の人が改正に賛成するということになれば、当然変えることはできるわけです。これが調整の仕方という意味です。つまり民主主義によつて、立憲主義の中身も変えていくということが可能にはなっているわけですね。これは暫時的な、一時的な比較多数派（自民党も比較多数派でしかありません）も、過半数の国民の支持を得ているわけではないんです。過半数はいつも無党派層でしょう。日本の場合、一番多いのは無党派層というのになるわけです。いわゆる多数派も比較多数にしかすぎないわけで、比較多数が簡単に憲法を否定してしまつていいはずがない。それを守るための仕組みが立憲主義であると、こういう具合に考えています。

日本の裁判所には違憲立法審査権という権限があります。これは何かというと、裁判所は国会がつくった法律が憲法に反していると判断すれば、違憲無効とすることができます。最高裁は最終的にそれを判断する権限があります。

法律というのは民主主義手続きによって成立します。つまり国民の多数が選んだ勢力が賛成をすれば、法律案は通ってしまうわけですよ。そうすると例えば、先日成立した特定秘密保護法案、これに反対する政党はあつたけれども、多数を占める自民党・公明党の賛成によって採択されるわけですね。これはある意味で民主主義の結果です。比較多数を取っている自民党と公明党は、ほかの勢力と比較すれば多くの支持を得ている。これは選挙の結果からするとその通りです。ですから特定秘密保護法案はある意味で民意なんですね。

だけでもし——特定秘密保護法案についてはまだ施行もされていませんから、施行を中止しろという意見もありますね。——もし施行されて、これが裁判で適用されるようになると、秘密保護法案によって処罰される人が出てくる。これは特定秘密を漏らした公務員などですね。

この間、尖閣列島の沖合で中国の船が海上保安庁の船にぶつかってきたことがありました。あのときに海上保安庁の職員の人がそのビデオをネット上に流したという事件が起きました。これは実は特定秘密保護法案が制定された一つの背景になっているんですね。あの事件が起きたことが。つまり海上保安庁の職員が、国家の安全保障にかかわるような重要な情報を勝手にネット上に流しちゃった。これを処罰できないのは法の不備があるからではないのかと。こういう具合に議論されたわけです。

もしこの秘密保護法案が施行された後、ああいう事件が起きた場合には、あの海上保安庁の職員は特定秘密保護法によって処罰されることになりそうです。そうするとこれは刑事裁判になりますね。刑事裁判になったときに考えられるのは、被告側——あの事件では海上保安庁のあのビデオを流した人ですけれども、あの人は裁判で特定秘密保護法案は違憲であるという主張をする可能性があります。

それについて裁判所はどう判断するのか分かりませんが、ひょっとしたら特定秘密保護法案は憲法に違反するという判断をするかもしれません。もしそういう判断をすれば、実は民主主義の結果としてつくられた特定秘密保護法案は無効になってしまいます。

従って裁判所というのは非常に大きな権限を持っていることになります。国会でつくった法律を死刑にできるんです。「これだめですよ」「この法律はだめですよ」と裁判所は言えるんですね。何でそんなことが言えるのか。

これはある意味、民主主義を否定できるということですよ。この民主主義を否定できる根拠は何かというと、それは立憲主義なんです。つまり立法に対する司法による違憲審査がなぜ正当化されるかというと、それはやはり立憲主義が理由なんです。これは一時的な民主主義によっても変えることのできないものがあるということになります。それは裁判所が最終的に判断しま

すよと。日本の場合にはこういう仕組みになっているわけです。それが違憲立法審査権です。これも民主主義と立憲主義の関係の調整の仕方ということになります。

民主主義も立憲主義も両方とも万能ではありません。ですから裁判所はすごく慎重ですね。日本の最高裁は、なかなか違憲判決を下さないとわかってきました。日本の裁判所はすごく保守的であるとする批判の声もありました。権力を擁護する立場に立ちやすいということが批判されたのです。

それは確かにそうとも言えるんですけども、裁判所としては慎重にならざるを得ない理由があります。それは、最高裁には民主的正統性がないからです。最高裁の裁判官は選挙で選ばれたわけではありません。そういう裁判官が、選挙で選ばれた国会議員がつくった法律をどんどん違憲にしてよいのが問われることになります。それはある意味で主権者の意図に反しているかもしれないのです。

そんなわけで裁判所としては、「明らかにこれは違憲だね」「明らかにこの法律は問題あるよね」という場合に限って非常に限定的に違憲判断をしてきたということになります。

最近、最高裁の態度が変わってきて、少し積極的になってきました。二〇一四年末、非嫡出子、非婚生子の相続分を半分にするという民法の規定が違憲とされました。その結果、国会でも民法

の改正が行われました。これは国会がつくった民法を否定したということです。これは憲法を基準にして、婚姻関係にない子どもの相続分を婚姻から生まれた子どもの半分にするのは差別だと判断したものです。

この問題は国会でもずっと議論がなされてきました。ところが自民党などが反対をして、この改正案はずっと通らなかつたんですね。それを最高裁は見かねて、ついにこの民法の規定を違憲にしてしまいました。これはある意味で、民主主義の否定なのです。だけど、それは憲法の価値からするとその法律には問題があると判断したのです。非嫡出子を差別するのは法の下での平等に反するという判断をしたわけです。つまり単純な多数決だけでは決められないものがあるということなんです。これが立憲主義に含まれている価値ということになります。

民意至上主義と僕は言っていますけれども、「選挙で勝った人は何やつてもいいのだ」「俺は全部支持されているんだ」という態度を取る人が最近出てきています。典型的なのは橋下徹さんです。何回も選挙を繰り返して、一回選ばれると、「自分は民意を得た。自分のやりたいことをやる」という人が出てきています。安倍さんにもそういういきらがあります。「私が最終的には全部決める」と言っていますね。これもやはり自分が選挙で選ばれたんだという意識でしょう。

だけど「選挙で選ばれた人だつて変えられないことがあるんですよ」というのが実は立憲主義

なんです。この人たちは、そのところを理解してないんじゃないかと感じます。

結び 自民党改正案の意味すること

最後に「自民党改正案が意味すること」についてお話します。

彼らは一体何をしようとしているのか。私から見ると、それは中国法を継受しようとしている、中国法を取り入れようとしているように映ります。あるいは憲法を国民を支配する道具に変えようとしているのでしょうか。憲法というものの意味を変えようとしているんじゃないだろうか。あるいは憲法を特定の価値観を国民に押し付けるための手段としようとしているのだろうかが疑われます。これは先ほどの「和を尊ぶ」とか、家族がどうかいいうところにもそれは表れています。自民党の人がそういう価値を好ましいと考えることは勝手です。そして国民にもそのようにしまししようと訴えたり、宣伝活動をするのも自由です。しかし、それを憲法に書くとなると、意味が違ってきます。そうするとそういう価値観を共有することを強制することになる。

それからこの草案の随所にある、人権よりも秩序を優先する、公益を優先しようとする発想ですね。一方で、人権だけを主張する人には批判的なのです。中国では社会の安定を維持するのが、何よりも優先的な価値とされています。この「社会の安定維持」至上主義を日本でもやりたいの

でしょうか。

中国の場合には、軍隊や物理的実力を使って行政的目的を達成しようとするというのが日常茶飯事になっています。尖閣列島の問題について日本政府はよく、中国は力によって現状を変更しようとしていると批判します。つまり中国は国際的場面でももちろんそうですけれども、国内でも日常的にそれを行っているわけです。警察や武装警察隊を使って、力によって共産党のやりたいことをやっているわけです。ですから海洋権益だけで別に特別なことをやっているわけではないので、中国は国際社会から何を言われているかぴんときてないのではないかと気がしますね。当たり前のことをやっているだけじゃないかと。

自民党の憲法草案にはこれと似たものを含んでいるように感じます。

先ほど近代立憲主義をやめた方がいいと言いましたが、やめるんだったら、やめるとはつきり言うべきです。そして、やめてどこへ行くのかを明言すべきです。これは人類前人未到の境地です。誰も歩いたことのない境地です。

今も西洋諸国は、法の支配や民主主義、あるいは人権という価値を共有する国々は近代立憲主義を採用しています。つまり、先進諸国の中で近代立憲主義をやめている国はないんです。日本だけやめるといふのでしょうか。やめてもいいですけど、やめてどこへ行くのでしょうか。やめる

んだったら、これをちゃんと語る必要があると思います。

ちなみに中国では立憲主義はタブーです。立憲主義は中国語では「憲政」と言いますが、これをインターネットで検索しようとすると、「関係の法律や政策に基づいて、この『憲政』では検索はできません」と出てきます。これは禁止されているワードなんです。これが中国の現実です。日本も同じ道を歩もうととしているのでしょうか。

最近ベストセラーになっている本があります。『中国化する日本』（文藝春秋、二〇一一年）です。與那覇潤さんという愛知県立大学の若い先生が書いたものです。日本史を研究する研究者ですが、この本が非常によく売れました。もう改訂版も出ておまして、ベストセラーになりました。この本の帯には「東大で一位」と書いてあります。これは東大の生協で一位になったことがあるという意味です。そのぐらいよく売れた本です。この人が、日本はどんどん中国化していると言っているんですね。中国に近づいていると。いろいろな意味が込められているのですが、日本社会の在り方が中国社会の在り方に似てくることだと。これを「日本の中国化」と彼は言っています。いろいろなことを言っているんですが、要は中国は近代社会ではないわけですね。日本もそちらへ行こうとしていると與那覇さんは言っています。

この自民党の草案を見ているとまさにその通りで、中国化を一層進めようとしているように見

えます。多くの国民も「我々はそれがいい」と判断するならば、僕はそれでいいと思います。主権者がそれでいいと判断するならば、仕方がない。問題は、やはりそれを正直に語り、国民に判断をおおぐ必要がある。「中国化しましょう。それが我々にとつていいんですよ」と。みんながそれで納得するんだつたらそうするしかない。

しかし、本当にそれでいいのでしょうか？ そもそも自民党は日本が「中国化する」ということとは言いません。だけど今見ていただいた通り、明らかに中国に近づこうとしているわけで、それが結局自民党草案のやりたいことだと感じます。日本の中国化を完成させようとする試み、企みであると。それが現在進行しつつある。それを我々有権者は、国民はどうとらえたらよいかということ、我々一人一人の課題だろうと思います。以上で私の話は閉じさせていただきます。

質疑応答

質問者1 二つか三つお願いしたいと思います。簡単に結構です。一つは、中国憲法と比較しましたけれども、中国の憲法は序章で中国共産党の指導を仰ぐという形になっておりまして、憲法が中央共産党の下にある。日本は憲法が最高法規だと。そのところが大きな違いだということ、そこを先生にご説明いただかなかつたので、その点の見解をお伺いします。

二点目は、最近安倍首相の発言に気になることがあります。一つは先ほどご指摘がありましたように、「私が最高責任者だ」と、責任を持って遂行するんだから特に問題はないような言い方をします。しかしその中に「政治モメンタム」という言葉を使うんです。「政治モメンタム」という言葉は、要するに今ほとんど法案は通る形になっておりますから、「勢い」あるいは「突っ込み」だとか、いろいろな意味に取られると思いますが、そういう言葉を使うことによつて、非常に気になりますのが、ワイマール憲法が一九一九年に制定されて、非常にいい憲法であるといわれたけれども、一九三三年にナチスが勝手に、そんなものは守らないで政権を取つて進んだと。そういうところにやや似ている感じがするというのが二点です。

三点目は、憲法を改正するときに、二分の一とか三分の二とかいいいますが、これを選挙の投票率でなく投票数、全国民対投票数で決定するという考えは持てないのかどうか。この三点についてお伺いします。

鈴木 はい。ご質問ありがとうございます。最初の質問はその通りです。つまり中国憲法は共産党一党独裁が前提です。そして国に対する共産党の指導というのを憲法で規定しています。そういう意味では憲法の上に共産党が立っている。その通りです。さすがに自民党の草案はそこま

では言っていないません。一党独裁にするとも言っていないません。ですので、その点ではやはり違います。ですから、何もかも中国憲法と同じになるということではもちろんありません。その点ではそうすけれども、中国憲法の中のかんりの原理的なものについては、これに接近しようとしていると考えているということになります。

それから二点目は私も大変気になります。まさにその通りです。これは先ほど少し触れましたけれども、安倍さんはやはり民意至上主義者なんだと思います。なぜ「自分が最高責任者で、私が決める」と言うのかというと、それは選挙で選ばれたという自覚、自負があるからです。だから「私が最後は責任を取るんだ、私が決めるんだ」という言い方をするわけです。

ナチスも選挙を通じて政権に就いたんです。決してナチスは暴力とか革命によって政権に就いたわけではありません。ある意味であれも民意なんです。ですから、民意によってナチスのような政権が生まれることだって可能なんです。これは先ほど言ったように、何でもかんでも民意に決めさせないのはなぜか。つまり立憲主義というものが一時的な、いわゆる「民意」に待ったをかける、ブレーキをかける、そういう役割を果たしているわけです。まさにナチスの教訓というのはこの点にあります、ああいうことが起きないようにしなければ。

ですから、安倍さんの考えは、大変危険だと思います。先ほどから言ったように橋下さんにも

通じますけどね。単に一時的にたまたまあの選挙で、低い投票率に助けられて、相手がだらしがない状況の下で、比較多数で勝っただけなんです。にもかかわらず「自分は何でも決められる」「自分は国民から負託されたんだ」と認識するのは明らかに間違いだと思います。それをはつきり言わなければならないと思います。

それから三つ目は、最後の国民投票のところのことだと思います。これは今の「国民投票法」(平成十九年五月十八日法律第五十一号)では投票数の過半数となっております。それから有権者の資格年齢を十八歳としています。そうすると投票率はもともと低くなるかもしれない。なぜ自民党は十八歳にしたかったか。投票率がすごく低くても通ればよいと考えたのではないのでしょうか。十八歳十九歳の若い人たちは投票に行かない人が多いでしょうね。一般に若い人の投票率はすごく低い。そうだとすると、若い人を増やして母数を増やしておけば、少ない投票数でも改正案を通せるとにらんだのではないのでしょうか。

制度の在り方として、投票者数ではなくて有権者数の過半数にすることは大いにあり得ると思います。しかし、今の日本の投票率の現状からいうと、これは相当ハードルが高くなります。そうするとほとんど改正はできないということになりかねません。そこまでハードルを上げるのが望ましいのかということについては議論があり得ると思います。でも考え方としては、あり得る

と思います。

例えば、台湾にも国民投票の制度がありまして、これまでも国民投票を何回かやったことがあります。国会議員の選挙のときに一緒にやるんです。ところが台湾の選挙では、過半数の人が投票しないと国民投票自体が成立しないのです。そもそも過半数の人は投票しないので、国民投票がいつも成立しません。そもそも決められないということになります。

ですから、有権者の過半数にするということは、現実には国民投票は成立しない可能性が高いんですね。制度としてそれがいいかどうかというのは、やはり議論の余地があると思います。もちろん立法論としては、あり得ると思いますけど。

質問者2 最後に出された『中国化する日本』というのは私も読んだんですけども、私の記憶だと、こういった諸点があるところであつたわけですけど、要は日本も含めて世界が中国化すると書いておられますよね。つまりハンティントンなどの『歴史の終わり』はもう古いと。何でかという、歴史は官僚制、科挙の制度ができた時点で本当は終わっていたんだと。それ以降の近代というのが実はうそっぽかった、というふうなことだったんですけど、その点についてどう思われますか。

鈴木 はい、その通りですね。與那覇さんの議論は、日本だけじゃなくて世界が中国化するという議論。中国化というのは彼一流の言い方ですけどね。つまり近代というものが成立しなくなりつつあるということを言いたいんだと思いますけれども、與那覇さんの議論を借りて言うならば、「日本以外の西洋諸国よりも増して、日本は中国化への傾斜を強めている。率先して中国化している」と整理すればいいんじゃないでしょうか。

彼はそれを止められないかのように書いていますけれども、私はそんなことはないと思います。日本人の考え方によつては、中国化のありようをコントロールすることは可能だと思います。だから少なくとも自民党草案のように中国化を率先して進めることがよいのかについてきちんと議論すべきだろうと思います。中国化が日本の幸せにつながるには私には思えませんけれども。これは人によつて考えが違つかもしれません。

質問者3 二つお願いします。一つは三番の中国憲法の場合ですが、「権力の性善説」、これが何とも理解し難い。その根拠は人民の権力にあるから当然性善だと先生は言われましたが、一党独裁で、しかも人民に委ねられた痕跡のない権力の中枢が性善説を唱えて、なおかつ文革のよう

な権力のない者と対立があり、それから権力の腐敗があり、そうしたらこの性善説というのはどこに根拠を求めて理屈が立つのであるか、まったく理解し難い。これが一つです。

もう一つは六ページの自民党草案の十二条をめぐる権利・義務一致の原則のところですが、この自民党草案の十二条は現在の憲法の十二条とほぼそっくりで、違うのは例の「公共の福祉」という言葉のフレーズがちよつと変わって現れるということだけでして、現在の憲法もいわば中国化しているという例にするのはちよつと困難ではないかと思いますが、いかがですか。この二つです。

鈴木 はい。ありがとうございます。第一の点は、説得力があるかどうかは別として、権力と人民の利益は一致しているというドグマに依拠しているのです。これは社会主義政権の前提なんです。それに説得力がないというのは実態から見ればその通りなんですけれども、社会主義政権というのは人民の権力であるという前提は疑ってはいけなさとされています。従って人民の権力は、「人民に敵対する。あるいは人民の権利を侵す」ということは想定しない。これはソ連のときもそうでした。

そのため制度的にどういうことになるかというところ、行政訴訟が発達しません。つまり行政権が

市民の権利を侵害した場合に、裁判によってそれを救済するシステムが未整備のままでした。それはなぜかという点、行政権が市民の権力を侵すということを想定してないからですね。想定しないことは説得力がないじゃないかというのはその通りなんですが、そういう物語の上に乗ってこの憲法ができているし、あの国が成立しているということなのです。

その正統性はどこにあるかという点、共産党の説明によれば、それは歴史の選択であるとされます。つまり一九四九年の時点で歴史が選択したんだと。選挙で選ばれた結果ではもちろんないわけですけども、そのように説明をするわけです。だから今となつてはそんなものの何の説得力もないじゃないかと、それはその通りだと思います。その通りですけども、そういう理屈の上でできているものですから、権力を疑うというシステムは発達しないのです。

それがいろいろな悲劇を生んでいるというのもその通りですが、そのドグマが通用させられていくということなのです。そうした物語の上にあの国は乗っかって成立しているということなのです。

それから二つ目の点は、これは先ほどもちょっと申し上げたつもりですが、「公益」とか「公の秩序」というのは、自民党が言うには、これは「公共の福祉」とは違うとされます。公共の福祉による人権制限というのは、人権を外から制限するのではなくて、人権と人権の関係の調整であると考えられます。ぶつかり合ったときにそれぞれが引つ込み合わないという平和が保てない。だ

からその関係を調整する。これを「公共の福祉」と説明してきたわけですが、自民党はこれでは人権に対する制限は足りないと言っているんです。それ以外にも人権を制限する場合があるのだ、公益や公の秩序というものを理由として、人権はもつと広く制約されるべきだと考えているんです。

ですから、人権の保障の範囲をより狭めようとしているわけですが、この文言はそのために使われているのです。だからこれは事実上、今の憲法を大きく変えようとしているのです。新しい憲法をつくることによつて、より人権を制限しやすくすること、これを実現できれば憲法改正の意味がないと思つていられるのです。

「何でもかんでも制限されるわけではない」というようなことを言つたりしますけれども、はっきり言えることは、今の「公共の福祉」には限られない、それ以外にも制限される場合があります。すということをはっきりさせたいということです。人権への制限を広げようとしているわけです。無限に広げようとしているのか、どの程度広げようとしているのか、そこは分らないですが、制限をよりしやすくしようとしているというところは確かなことです。そういう点では中国もまさにそういうことが今行われているので、やはり中国に近づこうとしているというふうには感じます。

まだご質問があらうかと思いますが、そろそろ時間になりましたので、今日の講座はこれで閉じさせていただきますと思います。お盆のお休みを一週いただきましたので、再来週の木曜日に最後の回を行います。最後は遠藤乾先生という最近マス・メディアでも活躍されている若い先生、国際政治の専門家です。先日も『ニュースステーション』にも出ておられましたし、最近大きな賞を取っておられます。もともとはヨーロッパ、EUの専門家ですけれども、最近ではアジアの問題にも関心をお持ちで、論壇でも活躍されている新進気鋭の先生です。

特に憲法九条の問題を安全保障の問題と絡めて、国際政治の専門家ですので、そういう視点から九条に絞ってお話をする予定ですので、ぜひ四回目もお越しくださるようお願いいたします。

なぜ憲法改正なのか？

なぜ憲法改正なのか？

なぜ憲法改正なのか？